

参議院建設委員会會議録第三十八号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)午後
一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長

廣瀬與兵衛君

理事

赤木 正雄君

田中 一君

小川 久義君

委員

石川 榮一君

徳川 宗敬君

前田 纈君

松浦 定義君

東 隆君

瀧江 操一君

政府委員

建設省管理局長

事務局側

常任委員

武井 篤君

常任委員

菊池 璋三君

水野 岑君

建設省管理局長

建設課長

説明員

建設省管理局長

建設課長

説明員

建設省管理局長

建設課長

説明員

建設省管理局長

建設課長

説明員

本日(の)會議に付した事件
○公共工事の前拂金保証事業に関する
法律案(内閣府付)
○証人喚問に関する件

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建
設委員会を開会いたします。公共工事
の前拂金保証事業に関する法律案を議
題に供します。先ず政府より逐條御説
明を願います。

○政府委員(瀧江操一君) 提案理由に
つきましては、先般すでに御説明申上
げたわけでありましたが、各條につきま
して主要な点の御説明を申上げたいと
思います。

先ず第一章でございますが、第一章
は總則といたしまして、法律の目的
と、それからこの法律の主な用語につ
きましての定義を掲げてございます。

第一條の法律の目的につきましては、
特に御説明を申上げる点がございます
ん。第二條の定義の点でございます
が、先ず第一に第一項の「公共工事」
これにつきましては、これに掲げてご
ざいますように、国、それから国鉄、
専売公社、地方公共団体の土木建築に
関する工事を指しております。それか
ら第二点といたしまして、その他の公
共団体の発注する工事も含めており
ます。この「その他の公共団体」とい
う中には、例えて申しますと、土地改
良区、或いは水害予防組合、こういう
公共団体、府県市町村以外の公共団体
が発注機関になります場合の土木建築
工事、これも含めておるといふ趣旨で
ございます。それから第三点といたし
まして、資源の開発についての重要な
土木建築に関する工事というもので、
建設大臣が指定するものを含めるとい
うことを明らかにいたしております。

この資源開発等についての重要な土木
建築工事は、どういふものを指定する
かという問題になります。一応立案し
ております私どもの立場で考えており
ますことは、石炭、鉄鋼、更には造
船、それからもう一つは電源開発、民
間鉄道等の建設並びに私鉄の建設に関
する工事等、これらがやはり国、公共
団体の発注工事に比較いたしまして、
同様に国民経済上重要性を持つておる
という意味合いにおきまして、将来この
法律が通りましたならば、建設大臣の
指定を受けたと、かように考えてお
るのでございます。

次に第二項でございますが、第二項
に「前拂金の保証」とはどういふもの
であるかということをお明らかにいたし
ております。前拂金の保証の定義をい
たします要案といたしまして、およそ
四つの條件を掲げております。先ず第
一の條件は、公共工事に関する発注者
が前金拂をするということが一つの條
件になつております。前金拂制につき
ましては、御承知のように現在臨時予
算決算會計令に規定をいたしてござい
ますが、これを全面的に前金拂をなし得
る措置をとることを、この法律と相併
行いたしまして予定いたしましたので
ございます。それから第二の條件とい
いたしまして、この発注機関が前金拂を
いたした場合において、請負業者とこ
に予定しております保証事業会社との
間に保証約款を締結いたしまして、そ
の際に請負業者から保証料をこの保証
事業会社が受取るということが第二の
條件になつております。保証料の金額
等につきましては、後ほど更に御説明
をいたすつもりでございます。それに
よりますと、次の第三の條件といたし
ましては、請負業者が発注機関から受

けた工事を、即ち請負契約に基く債
務を履行しないという事情が発生いた
しました場合に、この発生いたしました
場合というのが第三の條件になつてお
りますが、そうした場合には第四の條件
といたしまして、この前金拂をした額
から当該工事の既済部分に対する代価
に相当する額を控除した金額の支拂を
請負業者に代りまして発注機関に保証
するといふのであるということが第四
の條件になつて参ります。ここに前金
拂全額を保証するのでなくて、そのう
ちから当該工事の既済部分の代価に相
当する金額を控除する建前をとりまし
たことは、要するに発注機関をして損
害をこうむらぬという限度にお
いて保証することを以て足れりとする
考え方になつておるのであります。假
し前金拂全額を保証するという建前の
考え方も成り立つわけでございますが、
そうすることによりまして、却つて既
済部分に対する工事額というものは、
発注機関の不当の利得になり、或いは
それを清算することによつて、却つて
手続を複雑にするという関係もござい
ますので、それを控除する建前にいた
しまして、その限度において保証をす
るという方法をとつておるのでござい
ます。

次に第三項は、この前拂金保証事業
は、只今申上げました前拂金の保証を
することを目的とする事業という建前
にいたしておるのでございます。この
点は明らかであらうと存じます。この
次に第四項は、こういう事業を営む

保証事業会社の定義を掲げまして、保
証事業会社は建設大臣の登録を受けま
した場合に限るといふような規定のい
たし方をいたしたのであります。以上
が第一章でございます。

次に第二章でございますが、第二章
は登録のことを規定いたしております
す。この保証事業会社は、重要な国、
公共団体の前金拂の保証をする事業を
営む会社でございますが、極めて
公共的の重要性をもつておるものと
考えられますので、これを單なる商
法上の一般の会社といたしませんで、
これを登録させることに建前をとつた
のでございます。登録につきましては
は、なおこれを免許制にするという考
え方もございますが、この立案におき
ましては免許制をとりませんで、登録
主義を採用することにいたしました。こ
の第四條、第五條は登録の手續様式
を定めたものでございます。それから
第六條、ここに登録の拒否條件とい
うものをきめております。登録は如何
なる場合でも無條件に登録を許すとい
う建前にいたしてございまして、第六
條に掲げてございまして、登録を拒否
する場合においては、登録を受入れら
れないといふことによりまして、やや
免許主義に近い登録制であるといふこ
とを御配慮願ひたいのでございます。
如何なる場合に登録が拒否されるかと
いうことにはなりますが、そこに掲げて
ございまして、第一項の第一号、
第二号、これが重要な意味を持つてい
ると思ひますが、第一号は、資本金が

第五條は登録の手續様式を定めたものでございます。それから第六條、ここに登録の拒否條件というものをきめております。登録は如何なる場合でも無條件に登録を許すという建前にいたしてございまして、第六條に掲げてございまして、登録を拒否する場合においては、登録を受入れられないといふことによりまして、やや免許主義に近い登録制であるといふことを御配慮願ひたいのでございます。如何なる場合に登録が拒否されるかということにはなりますが、そこに掲げてございまして、第一項の第一号、第二号、これが重要な意味を持つてい

第六條、ここに登録の拒否條件というものをきめております。登録は如何なる場合でも無條件に登録を許すという建前にいたしてございまして、第六條に掲げてございまして、登録を拒否する場合においては、登録を受入れられないといふことによりまして、やや免許主義に近い登録制であるといふことを御配慮願ひたいのでございます。如何なる場合に登録が拒否されるかということにはなりますが、そこに掲げてございまして、第一項の第一号、第二号、これが重要な意味を持つてい

第七條、ここに登録の拒否條件というものをきめております。登録は如何なる場合でも無條件に登録を許すという建前にいたしてございまして、第七條に掲げてございまして、登録を拒否する場合においては、登録を受入れられないといふことによりまして、やや免許主義に近い登録制であるといふことを御配慮願ひたいのでございます。如何なる場合に登録が拒否されるかということにはなりますが、そこに掲げてございまして、第一項の第一号、第二号、これが重要な意味を持つてい

第八條、ここに登録の拒否條件というものをきめております。登録は如何なる場合でも無條件に登録を許すという建前にいたしてございまして、第八條に掲げてございまして、登録を拒否する場合においては、登録を受入れられないといふことによりまして、やや免許主義に近い登録制であるといふことを御配慮願ひたいのでございます。如何なる場合に登録が拒否されるかということにはなりますが、そこに掲げてございまして、第一項の第一号、第二号、これが重要な意味を持つてい

三千万円以上の株式会社という条件を以ていたしております。それに該当しない場合には登録を拒否される。資本金を三千万円以上に限つたというところは、要するに信用保証会社の信用力というものを相当強力なものにして置く必要があるという建前から三千万円以上のものではないならぬ。それ以下の微弱な信用力のある会社であつては、これは適正な保証というものを確保することは困難であるという建前に立ちまして、三千万円以下のものは登録を受け付けない。こういう建前にいたしました。それから次は、株式会社組織であつて欲しいということでございます。要するにこういう信用保証事業でございまして、これはできるだけ広くこの信用を構成するものが各方面に互ることを必要とする。特定の限定せられたものだけがこの資本力を構成いたしまして、この信用保証を独占化するという建前をむしろ排除することを考慮いたしまして、株式会社組織であつて欲しいという建前にいたしております。それに該当しない場合には拒否される。次に第二号でございますが、定款或いは事業方法書、或いは事業計画書の内容が法令に違反し、或いは事業の適正な運営を確保するのに十分でない場合には拒否されるという建前になつております。第一号、第二号以外の各号は、およそこの條項に該当するかどうかということ、一つも裁量の入らない客観的な條件によつて規制されるものと存じますが、二号がややその点につきまして、規定の内容が抽象的になつております。そこでこの内容を若干御説明申上げたいと存じますが、この内容が法令に違反しておること

は、これは説明を要しないと存じます。次に事業の適正な運営を確保するのに十分でないという規定がございしますが、これはこの保証事業会社が建設業者の適正な運営を阻害する、或いはそれによりまして発注者又は請負業者の利便を不当に阻害するというようなことを大体考えておるのでございまして、然らば具体的にどういふ場合が考えられるであろうかということになつて参ります。先ず第一に考えられますことは、この保証限度が適正でないという場合が考えられるのでございまして、これはなお後ほど御説明をいたしますが、この保証債務の限度、保証すべき債務残高というのに対して、保証すべき手許資金、即ち自己資本、或いは保証基金、或いは保証料収入等を持つております手許資金との割合が二十対一の程度であつて欲しいということをおはし考へております。これはやはり現在の中小企業の信用保証の場合、それからもう一つは銀行或いは会社の社債発行限度と自己資本との割合、そのういつたような現在の企業運営に關します一般のレートを参照いたしまして、おおむね二十対一の程度であることが信用保持上望ましいという観点に立ちまして、そういう一応の適正な保証限度というものを考へていますが、その保証限度が今申上げました点と著しく懸け離れていて、つまり手許資金に對しまして極めて高率な、保証し切れない程度の高い保証債務残高を持ち得るような處れがありまうときにおきましては、極めてその保証限度が不堅実と言わざるを得ませんので、そういうつたような点につきましては拒否しな

ければならないという考へ方に立つております。もう一つは、保証する工事の範囲の問題でございまして。保証する工事の範囲はできるだけ広くあつて欲しいというところに考へておりますが、これが例えば五百万円以上の工事だけしか保証しないということが仮にありまうといたしますと、それ以下の工事については、全然この保証事業会社の保証の適用の範囲外になつて来るということになりまして、工事の額によりまして取扱ひの公正が期せられないというところも考へられます。そういう場合におきましても、この事業が適正であるかどうかということについての疑問が生じ、又そういう場合につきましても、これは拒否される事由になるのではないかと考へておられるのであります。それから又保証事業会社で保証を拒否いたします條件に關しても、これが非常に不適正な場合が予想されるというふうに考へますので、保証を拒否する條件につきましてもやはり公正であるかどうかという点、一つの拒否されるかどうかという問題点になつて来るのじやないかというふうに考へます。そういう点を第二号は一応予定いたしましたので、十分審査の上におきまして、そういう点について不適正な点がないかどうかという点によつて登録を拒否する拒否しないかということがきまる次第でございす。第七條、第八條、第九條、十條、十一條までは問題ございません。

そこで次に第三章の「前拂金保証事業」の章につきまして御説明申上げます。第一は、第十二條に規定いたしております保証約款で、この保証事業会社が保証契約を締結する場合には、あらかじめ建設大臣の承認を受けました前拂金保証約款という約款に基きまして、請負業者と契約を締結するという建前になつております。その保証約款の内容に盛り込まれるべきものは、第二項の一号から五号に掲げてございす。第一は保証料の料率でございす。「保証料の料率及び支拂に關する事項」であります。保証の料率をどの程度に考へるかということは、これは専ら前拂金保証事業会社のものによつてきまつて参ると思ひますが、私どもは、この現在の国、公共団体、ここにこの法律で予定いたしております公共事業の範疇に属すべき工事量から、それに三割以内の前拂金というものが一応出し得るといふ一定の推算を立てまして考へておるところでは、おおむね保証料率として考へておられるのは日歩一銭、期間としましては四ヵ月、最大五ヵ月以内日歩一銭という程度のものが考へられるというふうに、只今のところ試算をいたしてみましたが結果として考へておるのであります。それから支拂に關する事項は、この保証約款で予定しております請負業者の責に帰すべき事由によりまして解約された時から、解約通知を受けました時からおおむね一ヵ月以内、十三條に規定しております。十三條の第三項、保証事業会社は、請負契約の解約の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支拂わなければならない、と、こゝにいたしました。それから次は、「保証金の額の決定及び支拂に關する事項」に保証金の額は、先ほど申上げましたように、前拂の金額から既済部分に相當する金額を控除した金額ということにいたしておりますが、なお既済部分の

金額、工事金額をどういふふうに判定するかということ、一定の評価制度を、評価人の制度等を取りまして、或いはその紛争の場合におきまして、調停人制度等を保証約款の中に謳ひまして、適正な額の決定をいたすように考へておるのでございす。次に第五号の中に、その他建設省令で定める事項、この中には、私どもが予定いたしておりますのは、この保証事業会社が一定の場合には免責されるということが予想されるのであります。その免責事項、或いは発注者の通知義務、或いは保証約款についての紛争が起きた場合の裁判管轄、それから先ほど申上げました調停人制度、こゝにいつたような事項を保証約款の中に織込むことを予定いたしました。それらは建設省令で定めるといふことになつております。第十三條の保証金の支拂につきましては、先ほど御説明を申上げました。なおこの第十三條につきましては、第一項におきまして、「保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を條件として前金拂をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす」という規定がございす。この保証契約は、法律的に申しますと民法の五百三十七條で規定しております。第三者のためにする契約というふうに考へておりますので、特にこの民法の五百三十七條の特例をいたしまして、一定の意思表示をこの第三者たる発注者がしないでも、この保証契約が締結された場合においては、それによりまして前金拂をした場合においては、当然この第三者のためにする契約の利益を享受するといふ意思表示があつたものと

みなす。これは、只今申上げました民法の五百三十七條との関係において明瞭にいたす考案をいたしまして規定をいたしたのであります。専ら法律的な関係から規定いたしました條項でございます。

それから第十四條でございますが、この保証料の拂いもどしに関する條項を規定いたしております。保証料率は、先ほど申上げましたように、おおむね現在の資産の程度におきましては日歩一錢、最大五ヵ月以内というものを以てこの收支相償い得るといふうな建前に立ちまして考えておりますが、何と申しましてこの保証事業会社の運営は初めてのこともございまして、保証料率はかなり大事をとる結果になるかと存じます。そうした場合におきまして、三事業年度の範囲内におきまして、或いは保証料率の取過ぎという事態がないとも考えられませんが、そうした場合におきましては、一部の拂いもどしはなし得るといふことを規定いたしましたのでございまして、保証料率の取過ぎという点を考慮いたしまして、この拂いもどし制を一面において考へるということでございまして、それから第二項は、これを税法上の取扱といたしまして総損金に算入するといふ、専ら税法関係における一つの取扱を明瞭にいたした規定でございます。

それから第十五條であります。責任準備金の計上、この信用保証事業は一面におきましては保険会社を共通する要素が多分にございまして、そこで未經過、事業年度末においてまだ経過していない保証契約がある場合におきまして、その保証期間に對應する保証料

の總額に該當する金額を、これを責任準備金として計上いたしまして、いわゆる未經過保証料の取扱をいたしまして、保証を確保するという建前にいたしておるのでございます。これも保証事業会社の信用をできるだけ強固なものにして行くという趣意からいたしまして、この規定を置いておるのであります。而も第二項におきまして、責任準備金は、所得の計算上はそれを總損金に算入するといふ建前にいたしております。

それから第十六條の支拂準備金、前の責任準備金は未經過保証料の取扱でございますが、第十六條は、これはすでにこの保証債務の確定したものににつきまして、未だ支拂が済んでいないという事態が発生する場合でございます。それに対する手当金を支拂準備金といふこととして積立をする義務を保証会社に認めたとでございます。

それから第十七條、保証基金の積立でございますが、先ほど申上げましたように、保証事業会社の資本力が会社の出資金とそれから保証料の收支というもののだけが一応考えられるわけでございますが、なおこの制度におきましては、そのほかに保証基金制度を設けて、これを積立することによりまして、信用力を更に強固にするといふ建前をとつたのでございます。この保証基金は、ここに書いてございまして、上に、保証約款で一応きめてございまして、保証契約の相手方、つまり請負業者から保証料率として徴収するものを積立てる制度でございます。で、保証料率はここに書いてございまして、保証基金はここに書いてございまして、保証料率は大体保証料率と同額を徴収するということに予定いたしました。

おります。で、この保証基金は大体請負業者から徴収いたしますが、基金そのものは請負業者の預り金という取扱をいたしておるのでございます。保証基金は、先ほど申上げましたように信用力を強化するといふ建前でございまして、漸次この積立金が充実にいたしまして、所期の予定した金額に積立金が達しまして、先ほど申上げました保証債務残高に對する手許金の割合が二十対一の程度に達する程度に、他の自己資本と合せまして充実にいたした場合におきましては、これは先ほど申上げました預り金の性格を持つておるものでございまして、逐次その徴収いたしました相手方である業者に拂いもどして行くといふ建前に考へておるのでございます。

次は第十九條でございます。以上申上げましたような保証事業会社は、極めて適正、公正な運営を圖る必要がございますので、兼業を制限いたしまして、一定の事業以外の兼業はこれに當んではならないといふ建前にいたしております。その兼業の許される範囲と申しますのは、第一号に掲げてございまして、公共工事の請負者が金融機関から資金の貸付を受ける場合その債務を保証する事業、それから第二号といたしまして、「前拂金保証事業に附随する事業」、もつぱら広告をいたしますとか、或いは出版をいたしますとか、そういったような附随する事業、そういったもの以外のものは兼業を制限するといふ規定です。

それから二十條は、常務役員の専業主義といふことを規定いたしてございまして、保証事業会社のこれより適正な運営を確保するために、常務役員

は建設大臣の認可を受けなければ他の会社の常務に從事することはできないといふ建前にしてございまして、第四章は監督の規定でございます。

監督の規定の中で重要だと思われまゝのは二十一條、それから二十二條、保証事業会社の監督は建設大臣が所掌することにしたのでございまして、先ほど申上げましたように、発注者、請負業者の利便を不当に阻害するがごとき事態が起りました場合においては、事前においてはすでに登録の拒否ということが問題になりますけれども、すでに発注いたしました保証事業会社の事業の運営が発注者或いは請負業者の利便を阻害するといふ事態が発生いたしました場合におきましては、二十一條に規定してございまして、中央建設審議会の意見を聴取した上で、建設大臣は事業の改善命令を出すことができるという規定をいたしてございまして、

それから更に二十二條におきましては、役員におきまして法令に違反した措置が行われた場合においては、これに對しまして必要な措置をとるべきことを建設大臣がこれ又命令することを認めております。

(委員長退席、理事赤木正雄君委員長席に着く)
次は第五章の雜則に入ります。雜則の中の第一の問題は、二十五條に規定いたしてございまして審査請求の問題でございます。保証事業会社の運営は飽くまで各業態、各建設業者に公正な取扱ひ方をすることを期待されるわけでございますが、仮に万一特定の業者が或いは一部の業者、こういうものに対してまして利便を不当に阻害している事

実があるというような場合におきましては、その被害を受けております当該業者から建設大臣にその事実を示して審査請求をし、それによつてこの不当な措置の是正を求める方法を講ずる必要がございます。そういった意味合いにおきまして、二十五條の審査請求権を、これはもつぱら業者のほうに對しまして認める建前をとつたのでございまして、

それから二十六條、二十六條はこれはこの法律によりまして処分、監督事項、これにつきまして重要なものについては、あらかじめ大蔵大臣との協議によることにいたしてございまして、保証事業の内容につきましては、かなり多いのでございまして、そういったようなことにつきまして、大蔵大臣との協議をすることを規定いたしてございまして、

それから第二十七條、前拂金の使途の監査、本来前拂金が出される目的とする工事に使用されることが当然でございますが、ともいたしまして、この前拂金の支拂を受けた業者がこれを他の使途に流用いたしましたりしまして、前拂金の趣旨を極めて不明朗なことにする虞れがございますので、そういう事態に備へまして、この保証事業会社に對しましては、前拂金の使途の監査をする権限を認めまして前拂金の保証事業と合せましてこの使途の監査を行う、それによりまして保証事業の運営が飽くまで阻害される不適正な結果にならないようにすることを考慮いたしましてこの規定を設けたのでございまして、

次は第六章の罰則でございます。罰

則の中の特に御注意を頂きます点は第二十九條でございますが、この保証事業会社の信用保証を受けるかどうかという事は建設業者にとつても極めて重要な問題でございますので、そういう重要な信用保証をするこの保証事業会社の役員が、ときによりましてその賄賂、賄賂を收受し、或いはこの要求、約束するといったようなことがございまして、かかることをいたした場合におきましては、これは現在銀行その他の役員につきましても同様の罰則規定がございまして、それと同様の意味合いにおきまして、このいわゆる賄賂に関する規定を適用されるということに明らかにいたしまして、運営の適正を期することにいたしましたのでござい

ます。

それから附則の三項を御説明いたします。只今申し上げましたような保証事業会社と事業者団体法との関係でございますが、これは特に立案の過程におきまして、果して事業者団体法の適用を受けるかどうか、で事業者団体法の適用を受ける結果になりますれば、これは経済活動がでないというところが現在の事業者団体法の建前でありまして、その特例として、今回のこの前掲金保証事業会社は事業者団体法の適用を受けないということを特に規定をいたしたのでございます。

以上がこの條文につきまして御注意願います主要点でございますが、なおこの法律は、飽くまで保証事業会社の設立されることを慮つてこの規定をいたしたのでございますが、然らばこの保証会社の設立の状況はどうかということでございますが、これは現在この法案の立案後におきまして、建設業界

等を中心といたしまして、信用保証事業会社の設立が企図せられております。私どもが聞いておりますところでは東京関東に一つ、それから関西方面に一つということ、設立が企図せられておるというふうな聞いておるわけでございますが、なおその資本の構成におきまして、業界方面からの出資、更にそれに附加しまして一部の金融機関等からの出資もくろまれて、その計画が一面進められておるといふに聞いておるのでございます。これはこの法律の成立によりまして、初めて現在企図してありますものが、果して二社だけにどまりますか、或いはそのほかに更に例えればブロック別に数社設立されることになりまして、これらにつきましては、専ら業界方面の企画にまつて行われるというふうな考へておるのでございます。以上で大体の御説明を終ります。

○田中一君 私はこの法律を審議する前に、非常に重大な法案でありますので、先ずこの法律がございまして、この法律の適用を受ける、いわゆる前掲金を受けるほうの側のもの、それからこの法律がございまして、前掲金をしなすやならないほうの側、こういう側の公述人をお呼び願うことを提案したいのです。

○理事(赤木正雄君) それは公聴会を開くという意味ではないでしょうか。○田中一君 どういう形でやりますか、公聴会でも、或いはこの法案に対する証言と言いますか、何と言いますか、利害関係者の考え方を一遍聞きたいと思うのです。ということでは、この法律がございまして、この前掲金を保証会社の保証によつて受取るこ

とができるということ、それから或いは支拂わなければならないというやうな二つの問題があると思うのです。この法律では義務づけられておる、支拂いのはうは、前掲金を支拂うことができないというふうになつておるのです。併しながら法の精神は前掲金を早く三割程度の支拂いをさしてやうというところに盡きるところです。従つてその点について利害関係者があるでしうけれども、この法律そのものは、それをお呼び願いたいと思

います。

○理事(赤木正雄君) お諮りいたします。田中委員から、この法案に関する利害関係者の意見を聞いてみよう、という提案がありますが、適当な人をはかりまして、意見を聞くことに御異議ないでしうか。或いはその必要がないとお考えでしうか、いかが、如何でしうか。

○松浦定義君 衆議院のほうではそういうような会合を持たれたかどうかを参考までにお伺いしたいと思ひます。○田中一君 衆議院ではそういう会合を持ちません。非常に短い時間で審議を終つたように聞いております。○理事(赤木正雄君) 今田中委員の御説明の通りであります。

○理事(赤木正雄君) お諮りいたします。今公聴会という御意見があらまいたが、公聴会にするか、公聴会にしないか、二、三の人の意見を参考にする、こういうふうで差支えありませんでしうか。

○松浦定義君 それは決定された通りでよろしいと思ひます。

○田中一君 私は地方公共団体は、いわゆる平衡交付金の改正等、いろいろ今国会で審議をしておりますが、事実財政上非常に苦しい立場にあると思ひます。従つて工事が発注する場合に、手許にそういう資金を持つていない場合と持つていない場合とあると思ひます。持つていない場合にこの法律がございまして、これは無論保証会社が保証しても、契約の相手方、いわゆる業者がこの前掲金の請求権を持ちません。持ちませんけれども、併しこの法律が通りますれば、成るべく前掲金を拂わしてやうという精神であります。その小さい都市の発注者側と大きな都市の発注者側、それからこの法律によつて利益を受けると考えられますところの大業者或いは中小業者、このせめて四つの利害関係者ぐらゐは是非お呼び願ひたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) お諮りいたします。公聴会と言いますと、議運のほうの手続その他ありますから、今田中委員のおつしやつた程度の人を証人として聞く、そういうふうにしてよろしうございしますか。

○田中一君 はあ。

○理事(赤木正雄君) それではければ適当な人をばかつて、そうして成るべくこの国会中に審議すべきが我々の勤めですから、それを見計らつて証人と

して聞くことに御異議ございしませんか。

○石川榮一君 一応伺つておきますが、会期もだん／＼切迫してありますので、この法律を作らんとしている構想等もまだ伺つておりませんから、一回質疑を戦かわせまして、その間に聞いて今のような手続をとつて頂くことが適当だと思ひます。直ちに公聴会を開かないで、一応提案者に対しまして或る程度の論議を戦わせまして、それによつて人選を決めるとか何とかいうふうにしたら如何でしうか。

○理事(赤木正雄君) ちよつとお諮りいたします。時期も余りありませんから、今田中委員初め、証言を聞くというのと、それから又一方において、相當審議してから証人を呼ぼう、こういう御意見であります。成るべく早く計らうというふうにして、先ず以て証人の意見を聞いて、それから審議したほうが処理が早いと思ひます。如何でしうか。

○田中一君 今提案された政府のほうでは、現にもう関西、関東において、業者はこの法律が通るものとして、相當計画をしていられるとお話を伺つて

いるのです。従つてもう我々は、政府のほうはどういう形で以てそれを業者に徹底したか知れませんが、併しな

ら先ほど補足の説明では、もうこの法律が通るものとして準備しているといつておりますから、先ずそのほうを先に伺ひたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) 如何でしうか。

○石川榮一君 同意しました。

○理事(赤木正雄君) では適宜の人を

成るべく早く証人として聞く。その証言を聞いてから、或いは又それに並行して審議をする、こういうふうに取り計つて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(赤木正雄君) ではそういうふうなことにいたします。

○小川久義君 田中委員の話は、相当手広く呼んだらというふうにもとれるのですが、僕は手広く、小さい都市、大きい都市、この段階、この階級というものでなくて、大体発注者にしても地方公共団体が主になつてやるが、それに対してはやはり政府のお考も聞くでしようし、これは市なり都道府県は大抵これを早く公布してもらいたいというところを渴望しておるやうにも聞いておるし、成るべく多くじやなくて、発案者の田中委員の御意見も参考になされて委員長に一任したいと思う、成るべく多くない……

○理事(赤木正雄君) 委員長といたしましては、どういふ範囲の人を聞くか、大体あすのこの委員会に諮りまして、そうしてそのときにどういふ範囲を証人として呼びたいということを皆さんに御相談したいと思ひます。それで御異議ありませんか……ではそういうふうなことにいたします。じゃ、今日は法案の審議はこれよろしうございますか。

ちよつとお語りいたします。これにミズプリントがありますから御訂正をお願いいたします。

○説明員(永野孝君) 全く印刷の間違ひでありまして、只今正式に手続を進めております。その直して頂く点を申上げたいと思ひます。

先ず第二條でございますが、第二條

の第二項に「請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために、」というところに「、」がございまして、この「、」を取つて頂きます。それから同じく第二項の四行目でございますが、「……その金額を加えた額。」「その「額」の下に「。」「が打つてあります。この「。」「を取つて頂きます。それから第七條をお開き願ひます。第七條の二項に但書がございまして、この但書の中に「事業方法書及び事業計画書」という字句がございまして、この「及び事業計画書」これを削除して頂きます。それから第十三條をお開き願ひます。その二項に「ために、」というところに「、」がございまして、この「、」をとつて頂きます。それから第二十二條の四項を開いて頂きます。四項の終りのほうでございまして、「登録を拒否することができ」とあるのは「処分することができ」と読み替へるものとします。と最後にございまして、この「登録を拒否することができ」というところの「」の上の所に「。」を挿入して頂きます。二項分することができると「」の「」の上、この「」の下に「。」を挿入して頂きます。それから二十五條をお開き願ひます。二十五條の第三項でございまして、三行目に「同條第二項及び第四項中」というのがございまして、それを削除して頂きます。それから二十九條をお開き願ひます。二十九條の一行目に「道路」という字を漢字で書いてございまして、これを平かなの「ろ」にして「ろ」の横に「、」を打つて頂きます。二項も同様でございまして、「道路」の「路」を平かなの「ろ」として「、」を打つて頂きます。

三項も「第二項の道路」の「路」を平かなの「ろ」にして横に点を打つ。それから三十一條をお開き願ひます。第三十一條の四号に「第十九條の規定に違反して同條各号の一に掲げる」と、こうございまして、「各号の二」の「の」を削除して頂きます。以上でございまして。

○理事(赤木正雄君) 今日の委員会はこれで終りまして、あとで明日の日程を御相談したいと思ひます。委員会ではよろしうございましてね……では委員会はこれを以て閉会といたします。

午後二時五十七分散会

五月十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、北海道余市、岩内町間道路の二級国道編入に関する請願(第二〇四七号)

一、道路整備特別措置法制定促進に関する陳情(第一〇三八号)
一、県道中津名古屋線改良工事施行等に関する陳情(第一〇三九号)

第二〇四七号 昭和二十七年五月一日受理

北海道余市、岩内町間道路の二級国道編入に関する請願

請願者 北海道余市郡余市町 長 坂本角太郎

紹介議員 堀 末治君

北海道積丹地方唯一の産業道路である余市町より入舸村を経て岩内町に至る積丹半島環状路線、即ち地方費道入舸、余市線および準地方費道入舸、岩内線の二路線を道路法の改訂を機会に二級国道に編入せられたいとの請願。

第一〇三八号 昭和二十七年五月七日受理

道路整備特別措置法制定促進に関する陳情

陳情者 岐阜市長 東前豊外五名
衆議院において政府原案通り可決された道路整備法案は、参議院においてはその一部を修正するよしであるが、道路の改修による輸送力の増大と費用の低減はよく有料資金を補うて余りあるのは明白な事実であるから、本法案を原案通り可決の上、すみやかに実施せられたいとの陳情。

第一〇三九号 昭和二十七年五月七日受理

県道中津名古屋線改良工事施行等に関する陳情

陳情者 岐阜県知事 武藤嘉門外五名

県道中津名古屋線改良工事は、昭和二十五年着工以來現在も継続されているにもかかわらず工事は遅々として進まず、その完成に長年月を要することを憂へられていたのであるが、今国会提出の道路整備法案により、本道路改修が抱括されることにより実現の光明を認めその実施を熱望している次第であるから、本法案の国会通過に対し善処せられたいとの陳情。

昭和二十七年五月二十八日印刷

昭和二十七年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所